

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び上益城地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業の目標
生息状況の把握及び観察を行い、生息環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、大野生息地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
個体数の現状及び増減、繁殖等の生息状況、生息地の植生遷移等の継続的な調査と情報蓄積を行い、生息環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてヨシ等の刈取りといった植生管理等、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第675号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び名称
上天草市大矢野町上1514番地 干切漁港管理者 上天草市
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
上天草市松島町阿村字干切565、544、568に隣接する無番地（道）に隣接する無番地（堤）地先並びに565、544、568に隣接する無番地（道）地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成17年春分の日満潮位（DL + 3.75メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 下大戸鼻燈台（北緯32度31分2.5秒 東経130度27分7.2秒）から188度48分30秒 1,536.000メートルの地点
②の地点 ①の地点から109度30分11秒 29.639メートルの地点
③の地点 ②の地点から206度55分15秒 3.026メートルの地点
④の地点 ③の地点から206度58分50秒 3.269メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から296度56分27秒 3.000メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から206度56分07秒 104.660メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から116度56分18秒 3.501メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から206度56分11秒 5.243メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から206度57分33秒 1.105メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から291度26分00秒 40.808メートルの地点
 - (3) 面積
4,241.87平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
上天草市松島町阿村字干切534、(536 + 537)及びこれらの区域に介在する無番地（道）に隣接する無番地（堤）地先、(536 + 537)、538に隣接する無番地（堤）地先、565、544に隣接する無番地（道）に隣接する無番地（堤）地先、544、568に隣接する無番地（道）地先公有水面
 - (2) 区域
次の(イ)の地点から(二)の地点までを順次直線で結んだ線及び(二)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成17年春分の日満潮位（DL + 3.75メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
(イ)の地点 下大戸鼻燈台（北緯32度31分2.5秒 東経130度27分7.2秒）から189度00分00秒 1,503.000メートルの地点
(ロ)の地点 (イ)の地点から115度43分30秒 78.908メートルの地点
(ハ)の地点 (ロ)の地点から206度55分59秒 170.073メートルの地点
(ニ)の地点 (ハ)の地点から291度24分17秒 70.937メートルの地点
 - (3) 面積
14,808.73平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所

- 6 熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局漁港課並びに上天草市水産課
 縦覧期間
 告示の日から起算して3週間

熊本県告示第 676 号

熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年熊本県規則第17号）第4条第1項の規定により、家畜人工受精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。
 平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的
 家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜及び内容
 牛
 家畜人工授精
- 3 講習会の対象者及び人数
 熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
 30人程度
- 4 講習内容

学科

	科 目	時 間
一般科目	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3
	家畜の育種	7
	関係法規	3
専門科目	生殖器解剖	5
	繁殖生理	13
	精子生理	7
	種付け理論	4
	人工授精	17
計		66

実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4
家畜の審査	7
生殖器解剖	4
発情鑑定	6
精液精子検査法	8
人工授精	45
計	74

- 5 講習会の開催期間及び場所

(1) 期間
 平成17年7月20日（水）から8月17日（水）まで
 （8月15日並びに土曜日及び日曜日を除く20日間）

(2) 場所
 熊本県立農業大学校 菊池郡合志町栄 3805

- 6 受講申込方法
 受講希望者は、受講申込書（別記様式）に履歴書を添え、所在地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。ただし、熊本県立農業大学の生徒にあっては同校長を経由して知事に提出する。
- 7 申込みの締切り
 平成17年6月23日（木）
- 8 受講手数料
 手数料の額は、1人につき32,000円とし、受講を決定した後に徴収する。
- 9 修業試験
 平成17年7月28日（木）及び8月17日（水）
- 10 その他

- (1) 受講決定者には別途通知する。
- (2) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」((社団法人)日本家畜人工授精師協会発行)を使用する。
- (3) 家畜改良増殖法施行規則第24条の2により受講科目の免除を受けようとするものは、当該免除を受けようとする科目を修めたことを証明する書面(単位履修証明書等)を講習会の開始予定日までに提出すること。

別記様式

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

熊本県知事 潮 谷 義 子 様

住所

氏名 印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。

熊本県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年5月20日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小鶴原 女木線	八代郡坂本村大字深水い字中屋敷 同所	前	3.5 ～ 35.0	440.0	単道改
			後	3.8 ～ 18.0		

2 区域変更する期日 平成17年5月20日

熊本県告示第678号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。